

平成28年第1回（1月）上牧町議会臨時会会議録

議 事 日 程

平成28年1月14日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
公用車の接触事故について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 報第4号 専決処分報告について
上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について

本日の会議に付した事件

第1から第7まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
税務課長	五藤博行	生き活き対策課長	高田健一
保険年金課長	木村博行		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 脇屋良雄 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定数に達しておりますので、平成28年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず最初に、議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立につきましては、昨年の12月議会におきまして議決をいただいたところでございますが、規約の内容を一部改めさせていただきます、再度、設立について議決を賜りたくお願いするものでございます。

報第1号につきましては、職員が公務中に起こしました公用車の接触事故による損害賠償として、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例、報第3号 上牧町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例、報第4号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年12月16日に決定いたしました税制改正大綱におきまして、地方税分野における個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減することを目的としていることから、個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、本日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） それでは、議会運営委員会の報告を行わせていただきます。

1月14日、本日午前9時より、全委員出席のもと、議会運営委員会を開会いたしました。町提出議案、報第1号 公用車の接触事故について、報第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、報第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報第4号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について。4報告と1議案につきましては、本日、本会議審議と決定いたしました。

会期につきましては、1月14日、1日と決しました。

また、その他において、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立についての規約については、昨年12月議会において議決された。しかし、事務手続等のミスによって再議決が必要になったことや、最近、町側のミスが相次いでいることについて、ミスを減らす、なくす、皆無にする取り組みが必要との指摘が堀内委員からあり、町は3月議会にミスをなくすための体制及び取り組みについて報告するとの回答がありました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、堀内議員、10番、石丸議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第1号 専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記 公用車の接触事故について

平成28年1月14日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 報第1号 専決処分報告について、ご説明申し上げます。

専第7号 専決処分書につきましては、平成27年11月9日午前8時ごろ、職員が公務で上牧町役場東側通路から県道中筋出作川合線に右折、進入しようとしたところ、右側からの直進車と接触する事故が発生いたしました。その事故の相手方と示談が12月に成立し、損害賠償決定による賠償金46万4,000円を賠償することで和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている町長の専決処分として平成27年12月18日に処分させていただきましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内英樹） 9番 堀内です。

何点かお尋ねします。まず、かなり多額な損害賠償の額になっておりますが、人身の被害はなかったのかどうか。それから、この事故の状況は今説明がございましたが、過失割合はどのような状況で最終的に示談されたのか。そして、損害賠償の額の46万4,000円という報告でございしますが、その財源の問題、つまり、自動車保険で補てんされたのかどうか。この3点、教えてください。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） まず1点目の人身の被害でございします。人身の被害はございませんでした。

過失割合につきましては、町側が8割負担、相手側が2割負担でございます。その財源につきましては、自動車保険で対応をさせていただいております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、総務課長から説明いただきましたが、人身の事故ではなかったということは大変幸いだったと思います。ただ、さきの定例会に続いて、この種のもので出てまいりました。しかも、過失割合が町側が8割ということは、ほとんど町側に責任があったという、常識的にわかりやすく言えば、ほとんどの責任が町側にあったと。相手も動いておりますから、双方動いているから、多分8割と2割と、こういうことになったものと思われま

す。

1つお聞きしたいのは、前回もたしか7割と3割ということで説明がありましたが、当然、公用車が動くと、事故というものはある程度つきものです。つきものですが、少し多過ぎる感じがする。これが1点。

そして、町側の過失による事故、特にこの場合は右折ですから、坂を服部記念病院の方に登ろうとした。ところが、右側から来たということは、坂を下ってきた車と接触事故をしたと。大変難しい右折ですから、慎重さに欠けたんだろうというふうに思いますが、しかも午前8時という大変一番混雑する時間です。こういうことですから、やはりこういう事故をできるだけゼロにするということはほとんど不可能ですけれども、減らす取り組みをどのように公用車の運転に関して対応していかれるのか、このところをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、議員申されましたように、12月議会の中でもご報告をさせていただいたわけでございます。その直後と申しますか、また職員が接触事故という結果になったわけでございますが、そのときにも全職員に対しまして、町フォーラムの中で、十分運転については注意を払って行うようにと、また、その後もこういうふうな接触事故が起きましたので、再度、職員に対して徹底を図るようという通達を出したところではございますが、おっしゃいますように、最近職員の交通事故等が多く発生しております。改めまして、職員には公用車の運転のみならず、先ほど議会運営委員会の中でもご指摘をいただいたわけではございますが、業務全てについて注意、最善をもって取り組むように、私の方から再度、全職員に通知をしたいと、そのように思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 先ほど、議運の委員長からも報告がございましたが、議会運営委員会でも申し上げました。この車の事故を減らすためにどうするかという問題は当然必要です。それ以上に、上牧町役場という行政の組織として、この事故の問題、それから、最近多発している、きょうも議案が出ました、事務事業にかかわるミスを皆無に向けての取り組み、ここをやっぱり関連づけてやっていただかないと、ただ単に車だけの話ではない。そういう認識で、全体の危機管理体制、それから、ミスを減らす、ミスをなくすための取り組み、そして、それに対してどのように進めていくのかということも、体制も含めてぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されましたことは当然のことだと考えております。これまでも、チェックについては十分気をつけるようにという形で行ってございましたが、今後は、今申されましたように、二重、三重のチェックを行う、そのような形の組織、仕組みと申しますか、ものを構築して、今後ミスというものは、起こるわけではございますけれども、できるだけ起こらないように、そういうふうな形の組織づくりと申しますか、チェック体制を構築していきたいというふうに考えております。

○9番（堀内英樹） 以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ないようですので、これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第2号 専決処分報告について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

平成28年1月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 報第2号 専決処分報告についてご説明申し上げます。

専第8号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年第4回定例会に議第3号として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う部分を含んだ条例の一部改正を提出させていただき、12月16日に議決していただいたところでございますが、その後、平成28年の税制改正大綱において、一部の手続における個人情報の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、平成27年12月18日付で総務省自治税務局から、地方税関係書類のうち、一定の書類について、納税義務者、特別徴収義務者等の個人番号の記載を要しないこととするという通知がございました。この見直しの適用開始時期につきましては、平成28年1月1日から適用するとされていることから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成27年12月28日に専決処分させていただいたものでございます。

条例改正の内容といたしましては、第51条第2項各号の改正規定及び第139条の3第2項第1号の改正規定中、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5号に規定する個人番号」を削除させていただいたものでございます。また、一部語句の整備も行っております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内英樹） 9番 堀内です。

今説明いただいたんですけれども、12月議会で議決したばかりですね。そのところを、個人番号に関する部分を削除すると。つまり、朝令暮改のようなことが起こったわけですね。しかも、国の法改正に伴うものではなくて、どちらかといいますと、行政指導は今なくなってますから、通知でもって、このように一時個人番号を使わないこととするというふうに戻ったわけなんですけど、ここの今後の扱いも含めて、なぜそういう状況になったのか。それか

ら、町としてどのように考えておられるのか。それから、今後この個人番号を使う手順というものはどのような見通し、予定でおられるのか。つまり、これによって個人番号を使うことではなくなったということでは決してないと思います、もとの法律そのものは生きておりますから。その2点、もう一度わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 1点目でございます。この部分につきましては、先ほど申しましたように、総務省自治税務局からの通知でございますが、この通知につきましては、地方自治法第245条の4、技術的な助言という形で適切に処理するようという通知がまいりまして、その部分の中で、先ほど申しましたように、施行されます平成28年1月1日までに条例等について適切に処理することという形でうたわれておりますので、今ご説明させていただきましたように、専決処分させていただいたというところでございます。

それと、2点目の個人番号の見通しでございますが、この部分については、今、国の方で個人番号の今後の利用等、いろいろ法改正等も行われております。町といたしましては、その部分に対応するように現在もまた情報系の処理システム、それから基幹系の処理システム等について、いろいろと施策を講じているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、総務省から通知があったという話なんですが、これも考えてみれば、個人番号にかかわる通知カードの配達、あるいは、それぞれの世帯宛てに届けることが大幅におくれて間に合わなくなったという点が背景にあるのではないかというふうに考えていますが、その点は町としてはどのように受けとめておられるのか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 住民課の業務でございますけれども、今取り組んでおりますのが、はがきを出しまして、とりに来ていただく、広報も啓発させていただきました。夜間の受け付け、休日の受け付けをさせていただきました。また、今後は再度広報、啓発、また、はがきにて通知をさせていただきたいと考えております。その後は、ただいま約300件ぐらい届いておりません。手元でございますけれども、再度啓発をさせていただいた上、残った部分に関しましては居住実態調査を行って、100%に近い形になるかどうかわかりませんが、できるだけお手元に届けていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） ご苦勞ですけれども、町で預かっておられる約300通の通知カードは極力

お届けできるように取り組んでいただきたいと思います。

もう1つ、これも総務部長にお聞きしたいんですが、個人番号の利用を前提に、例えばシステムの問題、それから、秘密保持をどういうふうにやっていくのかというセキュリティーの問題、いろいろ取り組んでおられると思います。当然これも進行中だと思いますが、これによって、今回、例えば3つのあれが出てきていますが、共通だと思います。つまり、一次的に個人番号を使うことを先送りすると、こういう趣旨だと思いますが、いずれまたもとの形になるかどうかわかりませんが、利用が出てくると思います。その辺の見通し、それから、今後の個人番号の利用に関する取り組みをどのように進めていかれるのか、この点を関連づけて説明お願いできませんか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今現在、基幹系、情報系のシステムにつきましては、改築を行い、本年1月4日から新しい運営をしております。その部分につきましては、現在使っておるPC、パソコンでございますね、これについてのシステムについて、暗証番号だけではなく、今、個人個人に責任を持たせて取り扱うという形で、各パソコンでカードを設定して運営しているところでございます。また、情報セキュリティーポリシーの中で、パソコンで今まで使っておった部分、これを全面的に改定して、例えば情報についてを持ち出す等になりますと、総務、管理者の方に行き、そういうふうな関係書類を提出していただいて、それから抜き出すと。それで、また戻すときにつきましても同様の形で、業務的には少し手間がかかりますけれども、情報の漏えい等に関して最善を尽くすという意味から、手間はかかりますが、業務の方はそういうふうに行っております。

また、新年度に入りますと、その部分の個人情報の取り扱いにつきましては、まず第1弾といたしまして、個人情報の取り扱いについての内部監査、これを行うための予算も計上しているところでございます。初めてでございますので、専門家に指導を仰ぎながらやっていくという形で行うこととしております。その後、そういう内部監査が進みますと、これは期間、いつやるのかというところは決定しておりませんが、今度はそれに対する外部についての監査も導入すると。職員全てが個人情報を取り扱っているんだというところの認識、それを植えつけていくような形の部分で、今後、監査等も充実させていきたいというふうに今取り組みを進めているところでございます。

○9番（堀内英樹） 以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 要は、この議案の趣旨は、個人番号を記さなくても個人を特定することができるんですということを明らかにしたというだけの話ではないかなというふうに私は解しているんですけども、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ただいまのご質問でございますが、はっきり申しまして、細部の中身、どの部分がどうかというところまで、大変申しわけございません、今、認識していないところでございます。それですので、今申されましたところについて、この部分が判断できるから要らないんだというところは、大変申しわけございませんが、明確な回答は差し控えさせていただきますと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど。精査された後にはぜひお聞かせいただきたいなというふうに思います。私はそういうふうに解しました。

そして、今、議員の方からいろいろあったんですけども、私はこのカードをつくって、そして、それを大いに利用していくということについては、先ほどセキュリティーのお話をされていましたが、私はセキュリティー上、大いに疑問を持たざるを得ないと思います。例えば、子どもさんにも番号がついてます。その子どもさんが図書カードとして、このカードが使われるんだというふうにしてしまいますと、子どもさんがそのカードを持ち歩くことになるんです。そしたら、落としたときに、この話はどないなるんやというような危険性が大いにふえてくるというような状況があるので、その辺は。

今のところマイナンバーというのは、ただただ税制上国民一人一人の税が適正に徴収されているのかどうかということを第一義的に目的とされているというのがこのマイナンバーカードの主たる目的であるというふうに私は解しているんです。ですから、今後それがどのように使われていくのかというのはわかりませんが、しかし、セキュリティーとか個人情報を守るということにあるならば、これらを作成していくということについては、今度は非常に個人に任されてしまうという状況がありますので、1つ間違えれば大変な状況を生み出すという危険性があるということを、行政の方としてもその点をもっともって住民の方々にやっぱり強調して。安易にカードなんかをつくるのは、国はつくれと言うてますけども、安易につくっては非常にリスクも大きいですよということも踏まえた広報をぜひお願いしたいというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されたことはごもっともだと思います。その辺につきましても、今後住民の方々にどのような形というものを整理いたしまして、またホームページなどでお知らせしていきたいというふうに思っております。

○11番（東 充洋） お願いします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第3号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

平成28年1月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 報第3号 専決処分報告について説明いたします。

専第9号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第245条の4に基づき、通知がありました、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用の取り扱いの一部が見直されたことにより、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容でございますが、個人番号の利用手続の見直しに伴い、個人番号の記載を要しない取り扱いとされたことによるものでございます。

条例の適用につきましては、平成28年1月1日からとさせていただくものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第6、報第4号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第4号 専決処分報告について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

平成28年1月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 報第4号 専決処分報告について説明いたします。

専第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第245条の4に基づき、通知がありました、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用の取り扱いの一部が見直されたことにより、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容でございますが、個人番号の利用手続の見直しに伴い、個人番号の記載を要しない取り扱いとされたことによるものでございます。

条例の適用につきましては、平成28年1月1日からとさせていただくものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町の2市7町1村でごみ処理に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立することについて、同法第290条の規定により議決を求めます。

平成28年1月14日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 提案理由の説明を行わせていただく前に、このたびは私の不手際で議会の皆様方に変なご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、まことに申しわけございません。今後、二度とこのようなことがないように努めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） それでは、議第1号の提案理由を説明させていただきます。

関係10市町村によりまず一部事務組合を設立するに当たり、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約を再度提案させていただくものでございます。資料として対照表を提出させていただいておりますので、それに沿って説明をさせていただきます。タブレットの方に提出させていただいております。

まず、第2条につきましては、前回、10団体名を縦に列挙されておりましたものを、今回は本文中に埋め込む変更がなされました。

第3条につきましては、前回第1項中「次の各号に定める」を、今回「ごみ処理施設の設置及び管理並びにこれに附帯する」に変更されました。前回、その下段の第1号及び第2号がそれぞれ、今回第2項として共同処理する事務のうち、次の表、「左欄に掲げる区分の事務に参加する市町村」は、「右欄に掲げる市町村」とするに変更されました。

続きまして、表につきましては、前回の表題、「共同処理する事務」と「市町村」がそれぞれ今回削除され、前回、表中1「ごみの焼却」が今回「可燃ごみ」に、前回表中2粗大リサイクルが今回、不燃ごみ及び粗大ごみと資源ごみに細分化され、その不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務には新たに安堵町が参加されることになり、資源ごみに関する事務にも新たに安堵町が参加され、山添村がこの事務に参加されないということになりました。

次に、第5条第2項中、前回「組合議員の属していた関係市町村において直ちにこれを補充」を、今回「欠員の生じた関係市町村の議会において速やかにこれを選出」に変更されました。

次に、第6条中、前回「補充」とされていたところを、今回「選出」に変更されました。

続きまして、第1条第2項中、前回「天理市の会計管理者」の後に、今回「の職にある者」が追加されました。

次に、第13条の本文末尾に、今回「ただし組合の条例でその定数を増加することができる」が追加されました。

最後になりますが、第16条中、今回「本文前段に前条第1号に掲げる」を追加し、前回の「次の割合」と「ごみ量割」を、今回、本文中に「ごみ量割」と語句を統合する変更がなされました。

以上で提案理由の説明は終わりです。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番 石丸典子です。

今回新たに山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立についてという議案が出されたんですけども、これは12月7日開会の本会議で提案され、16日に議決をされたものです。こういう形で出されるというのは異例でありますけれども、まず最初にどういう原因でこうなったかというところでお伺いしたいんですけども、冒頭で、町長は開会の挨拶の中では、12月議会で議決したが、変更したんですという説明でした。そして、ただいまは田中理事からは私の責任でということがありましたけれども、この議案は、そもそも町長提出の議案であります。町長が提出者の責任ということですので、まず町長から謝罪があるべきだと思います。どういうことでこういう議案の、言ったら差しかえですね、ことが起こったのか。

最終、議会に上程されるまで誰もこの内容を知らなかったのかどうか、そのあたりをわかりやすく説明をいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、石丸議員の方からご指摘がございました。田中理事が謝罪するよりも町長が謝罪するべきでないのかということでございます。おっしゃるとおりでございます。今回の件につきましては、大変不手際なことで、皆さん方に不信感であるとか、そういうことを抱かせてしまいましたことについて、まことに申しわけなく、皆さん方におわびを申し上げたいというふうに思います。

なぜこのようなことが起こったのかということでございますが、先ほどの議運の中でもお話をさせていただいたのですが、首長会議が11月に行われまして、その席上で天理市の方から説明がございました。それで、書類を私も町の方に持ち帰りまして、担当の方にも当然、今までの前例として、ほかの組合の前例もあるわけでございますので、必ず事務方に対しても同じものが当然提示されている、説明されているということで、頭からその部分が離れなかったわけでございます。そういうことで、私も改めて担当者に対して説明をするという、そういう一連の流れの行為はなしていないというのが今回の大きな間違いの要因でなかったのかなということで、私としても大変反省をしているところでございます。これからこういうことが起こらないように、十分危機管理意識を自分自身にも与えまして、全庁一丸で、このようなミスが皆無になるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 11月に首長の会議があったということですがけれども、この会議には事務の担当者がかかわっていないということですか。上牧町からは町長だけの参加ということですか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） そのときには事務方の方は出席いたしておりません。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） そうしましたら、やはり町長の責任は重かったわけですね。今後このようなことのないようにお願いしたいと思います。それと、後の対応ですがけれども、まず町長がしっかり説明され、おわびをいただくというのが筋だと思いますので、申し述べておきたいと思います。

それで、今後、この規約の中で、事務担当者会議の役割を果たすのが運営協議会というこ

とで、第14条に入ってきますけれども、この運営協議会の委員は関係市町村の長をもって充てるということで、これから、この一部事務組合でいろいろ処理される事務等が、まずこの運営協議会で話されるということでもありますけれども、この運営、またこの中で話し合われたことなどについても、しっかり町の担当部局の方でも内容が引き継がれますようお願いしておきますけれども、その点は大丈夫ですか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、14条の部分についてご指摘をいただいております。委員は関係の市町村の長をもって充てるというふうになっておりますので、当然、ここで発言した内容であるとか決定した事項であるとか、そういう事柄につきましては、事務方にも報告をいたしますし、重要な部分、そういう部分については、当然皆さん方にも説明をするということになってまいりますので、そのような考え方で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） そのようにお聞きしておきます。

それで、この一部事務組合といいますのは、私、12月議会でも申し上げましたけれども、今後、一切の権限と執行が全て組合になります。住民の目からは遠くなるということで、各自治体からは代表の議員が出てまいりますけれども、やはり全議員が参加する組合議会ではないため、住民の目から遠くなるということで、この運営が大変重要でありますとともに、やはりその代表を選ぶということについても、民主的に選ぶということが大変重要になってきますので、その辺につきましても、今後の運営についても、しっかり公開で行っていただく。また、会議録ももちろんでありますけれども、組合で話し合われた、また決定がされた内容については、組合の議会だより等を発行するよう12月議会でも申し上げましたけれども、その辺についても、しっかり提案をいただきますようによろしく願いいたします。

答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 12月でも答弁、そのようにくれぐれも申し伝えておきますと答弁させていただきましたが、それは現在も変わりません。くれぐれも申し伝えておきます。

○10番（石丸典子） 以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

康村議員。

○7番（康村昌史） 7番 康村です。

1点だけ質問させていただきます。

この事務組合の設立については、天理市の職員も関係していると思われるんですけども、この議案書が再度提出されたいきさつなどについて、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 石丸議員のご質問で、町長並びに私も議案説明で冒頭、お呼び申し上げましたけれども、町長から私どもに伝わるのがうまくいかなかった。私個人としては、町長はいつも、先ほどおっしゃいましたように、現存している各組合の場合、必ず事務方と町長、あるいは議長、渡される書類というのは完全に別で、事務方にもきちっとくださるわけでございますけれども、それがなかった。私もこのような重要な案件でございますので、何かと変更はないのかとか、何か変更はございませんかとか、何か変わったことはございませんかとか、たった1回質問をすれば、そんなことがあったのですかということを感じたはずなんです。結果として、10団体ありまして、9団体が事なく事を済ませておられるわけでございますので、やはりそれは自分に多大な責任があるなど。冒頭に申しましたように、町長云々ございましたけども、ちょっと電話で聞けば、危機管理云々問題になってますけれども、何か変更はございませんよねとか、ちょっと質問すればよかったなど、その1点でございます。よろしく申し上げます。

○7番（康村昌史） 以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内英樹） 9番 堀内です。

先ほど来、石丸議員からも質疑がございましたが、一部重複する部分もあろうかと思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

今回、再提出ということになったんですけども、これはこれで、先ほど来説明があったような要因、また議運でも説明いただきましたが、この段階でこういうミスが出たということは、私はむしろ長い目で見れば、ごみ処理にかかわる一部組合を将来にわたって運営する上ではかえってよかったのではないかなというふうに逆説的に考えております。

そこで、第14条、これも先ほど質疑がございましたが、運営協議会の委員として町長が出られます。それから、議会の方も組合議会として、第5条以下、議会の議員の選出についても規定されております。それぞれ立場は違うわけなんですけども、ごみ処理そのものは、ほかの

一部事務組合と違って、全ての世帯、あるいはまた住民に、しかも日常的にかかわる事業であります。それを一部事務組合という、しかも10団体でございますから、かなり多くの団体で共同事業として処理していくと、こういう性質の事業ですから、先ほどの委員会でも指摘がありましたように、これまで以上に、例えば、ちょっとした組織運営の表現として使うハウレンソウという言葉があります。つまり、報告・連絡・相談、この3つなんです。このところをしっかりと踏まえて運営していくということが一番大事ではないかなと。逆に言いますと、今までの一部事務組合というのは、町長なり議長なりが出かけていかれて、会議等もございまして、書類というのは大体事務局にお蔵入りになっているのがほとんどです。そうではなくて、やはり議会であれば議会、また、町長であれば町長が、運営協議会に行かれた後は、それぞれにおいて、きちんとやっぱり関係部門に報告する。また、議会であれば、組合議員は議会へ持ち帰ってきちっと報告して、しかも、相談することがあれば相談して、そして、次の議会へまた臨んでいくと。ハウレンソウという言葉で一言言いますが、これを徹底して運営していくということが私は大事だと思っています。

その点、町長、改めてお聞きしますが、今後の運営協議会に臨まれる、あるいは一部事務組合の運営に臨まれるお考え、端的にお願いします。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員の方からハウレンソウという、組織を運営していく、そういう中での一番基本的な部分について、お話をいただきました。まさにそのとおりで、我々も部下にはハウレンソウやという指導もしておるわけでございます。その指導するべきみずからの立場がこういうことでは、今皆さん方にご指摘をいただいております部分について、私としても大変恐縮しておるところでございます。おっしゃるように、いろんな一部事務組合がたくさんございます。それぞれ議会からも代表者が出ておるわけでございますが、今までの物の考え方として、それぞれが出ているんだから、流れに任せてしまっているというところが確かにございます。もう、なれになってしまって、それでいいものだというような考え方も我々の中にも当然あるわけでございますので、やっぱりこれを機にしっかりと改めて、それぞれがそれぞれの所管のところでは報告なり相談ができるような形、そういう形も改めて必要であるという認識もいたしております。これを機に、こういうことがないように、なお一層気を引き締めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 町長から答弁いただきました。そのとおりだと思います。議会でもごみ

処理問題特別委員会も設置されておりますが、今後この委員会の開催等、理事者の協力を得ながら、十分な審議をしながら、また、この議会の議員の選出に関しても、先ほど申し上げたような考え方のもとに、やはり徹底的にハウレンソウでやっていける一部事務組合に対する議会の態度、ここも大事ではないかなど、これは意見として申し上げておきますが、というふうに考えております。

以上で、私のお尋ねを終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

服部議員。

○8番（服部公英） 8番 服部公英です。

今回、内容を見せてもらいますと、ほとんどの内容が変わっていない同じ議案が、急に1日前に招集されて臨時議会という形できょうあるんですけども、今後このような形でまた急に規約が変わったというか、そのことで議会を招集するということはないと思うんですけども、今回の場合10市町村があって、上牧町だけがこの規約を一定の規約としてできなかったという理由はわかったんですけども、これは天理市と上牧町だけの行き違いでこんなふうな形になっているのか。ほかの9市町村は横の連絡があって、全部同じ規約をちゃんと議会に提出できたのか、その辺だけ確認を1つしてほしいんですけども。なぜ上牧町だけがそういうふうになったのかというのは、天理市とここの、個々の質問でできなかったという答弁があったんですけども、ほかの9市町村はどのような形で正しい規約が提出できたのか、その点、1点だけ。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 服部議員のご質問でございますが、このことにつきましては、先ほどから何回とも説明をさせていただいております。まず、事前に首長会議があった、その首長会議の中で、今回の提出しております議案の内容について示された。それで、私としては当然示されておる内容についてはわかっておるわけでございますが、私の思いとしては、それと同じものが事務方にも当然あるべき、またあるんだろうという、先ほど、堀内議員の質問でもお答えをさせていただきました。そういう流れでそれぞれの今まで来ておるということでございますので、その考え方が自分の体の中にしみついていると、そういうことで改めて説明をあえてしなかった、そういうことが今回の大きなミスにつながっているということでございます。天理市がそれぞれに説明があったからなかったからということではなしに、上牧町として今までの流れの思いが強くあり過ぎて、横のつながりとして、そういう先ほど出て

おりましたハウレンソウの話が行き届かなかった、それが今回の大きなミスにつながっているということでございます。それで、先ほど石丸議員からも厳しいご指摘がございました。町長、あなたの責任やと、こういうふうに厳しく言われておるわけでございますので、まさにそのとおりであると深く反省をしておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 町長を責めるわけでは、同じ質問をしたわけと違って、何で上牧町だけがという形で答弁いただきたいというだけなんですけれども。他の市町村のところは今の町長の説明のようなことはなかったと、それだけで済む話なんですか。

ほな、言い方を変えます。いつも大体何の事業をするにしても、横の連絡というのはありますよね、各市町村同士の、事務局同士の。そういう形の連絡のとりようがなかったんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 横の連絡というのは、冒頭にも申し上げましたように、普通このようになるはずである、町長も先ほどおっしゃいましたように、我々、組合を3つ持っておりますけれども、普通こうであろうという思いが強過ぎて、結論から言いますと、そのお知らせというのは現実なかったわけでございます。なかったんですけれども、10団体のうち9団体は事なく済んでおるわけでございます。だから、横の連絡はそのときにはなかったわけでございますけれども、9団体は事なく事を済まされたと。で、上牧町だけがこのような結果になったと。じゃ、それはどこに原因があるのかといいますと、まず町長と私の組合に対するなれといいますか、私は先ほど申しましたように、このような重大な案件であるので、確認なりちょっとした問い合わせを、別の件では問い合わせをしているんです、いろんな形で。例えば、ちゃんと議案上程できましたか、あるいは、質問は何か出ていますか、一般質問は出ましたか、あるいは、最後にはちゃんと議決、なりましたかというような、メールなり電話でやりとりをしているんです。ですから、そのときに、規約に何か変更ありませんよねという一言があればこのようになってないかと、これはもう自分が今一番猛省しているところでございます。答弁になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。ほなもう、それで理解しておきます。

最後に、これに気づいたのは、部長が気づかかったんですか、最終規約がおかしいというのは。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） この3連休がございまして、天理市の課長さんから至急連絡をとっていただきたいという電話を日直からいただきまして、天理市に折り返し電話をいただきたいというアクションがございまして、そこでこの内容がわかったと。天理市はそのときに何をされておったのかと申しますと、もう既に奈良県に設立の申請を上げる段取りを休みの間にしておられました。そのときに、10団体の中身を再度確認されたときに、上牧町だけが担当者会議に渡した規約の内容になっておるということで、慌てて確認の電話をされたと、私がしたわけがございすけれど、そのときにわかったということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。以上で質問を終わります。

○議長（吉中隆昭） ほかにございせんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございせんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。



◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案、承認、議決をいただきましてありがとうございます。

また、先ほどの議会運営委員会の中での議員皆さん方のご指摘、またこの本会議場でのご指摘につきましては、我々としては危機管理意識の欠如がこういう結果を招いているということについて十分認識して、これからこのようなことのないように、それぞれが意識を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、先ほど総務部長の方から3月の議会にどのように取り組んでいくのかについて、またお知らせを皆さん方に説明するというところでございますので、我々もしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き皆さん方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。



○議長（吉中隆昭） これをもちまして、平成28年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 堀 内 英 樹

署 名 議 員 石 丸 典 子